

一般質問発言通告書

平成 27 年 2 月 18 日
午 時 分 受付
(通告書 枚)No.1

下記のとおり、発言しますから通告します。

平成 27 年 2 月 18 日

つくば市議会議長 様

つくば市議会議員 北口ひとみ 印

質問事項	要 旨	答弁者
つくば市総合運動公園の用地取得について	<p>H26 年 3 月議会で議決された総合運動公園の用地取得についてはこれまでも質問して参りましたが、不明瞭な点がいくつかありますので以下を伺います。</p> <p>(1) 10 月 24 日につくば市から用地について UR へ取扱いについて依頼が提出され、その後、28 日に UR から回答があり、「市が取得する場合の条件を付すことを前提として、協議に応じる」とあります。その中の「土地取得価額」は「不動産鑑定評価に基づく時価とすること」とありますが、どのような内容か説明をお願いします。</p> <p>(2) 上記の回答があったにもかかわらず不動産鑑定業務委託は 1 月起案でした。業務委託をすぐに起案しなかった理由を伺います。</p> <p>(3) 平成 26 年 3 月議会へ向けた債務負担行為の議案起案のおり、1/22 起案時点で「単価¥14,500」が明示されています。平成 26 年 9 月議会の一般質問で不動産鑑定について質問をしたところ、「起案の段階で数字は承知していた」との答弁がありました。詳細について伺います。 ア) ‘数字’ とは、具体的に何ですか。 イ) 承知したのは、いつ、どの鑑定士から、誰が聞いたのか。</p> <p>(4) 「単価の決定については、つくば市と UR 都市再生機構が協議・調整を行い、平成 26 年 2 月 10 日に市長の最終確認を受け決定した」と答弁がありました。つくば市及び UR のどなたが 2 月 10 日に協議調整に参加していたのか教えてください。</p> <p>(5) 資材も人材も不足し建設費が高騰する今、この時期に、アクセス面で条件の悪いあの場所に「30～50ha の一体型総合運動公園」がなぜ必要なのか、お聞かせください。</p>	市長 担当部長

一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第 5 2 条編注 1 のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。